

通学路等における児童等の安全確保のための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例（平成 26 年佐賀県条例第 17 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の安全を確保するための方策を示すことにより、通学の用に供される道路及び児童等が日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における児童等の安全確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、通学路等における児童等の安全を確保するための具体的方策等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針は、関係法令等を踏まえ、通学路等の状況、地域住民の意見等、地域や学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

1 地域ぐるみの安全確保の取組

学校等を管理する者、児童等の保護者、地域住民、通学路等を管理する者及び通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して、通学路等の安全を確保するため、次のような対策に努めるものとする。

(1) 推進体制の整備

安全確保に向けた情報・意見の交換及び活動を推進するための協力体制を整備する。

(2) 不審者情報の共有化等

ア 通学路等における不審者のはいかい、児童等の未帰宅等の事案に関する情報を早期に警察へ通報する。

イ 地域における情報共有化のための連絡体制や、これらの情報に応じたパトロール実施等の迅速な対応を講ずるための情報共有システムを整備する。

(3) 通学路等の安全点検・パトロール活動の実施

通学路等における犯罪を防止するための地域ぐるみの体制の整備による安全点検やパトロール活動を実施する。

(4) 関係者への協力要請

犯罪を防止する上で特に配慮すべき事項や危険箇所を把握した場合、その管理者等に対する改善要望及び関係者への協力要請を行う。

(5) 安全情報の周知

児童等の安全確保に係る情報提供及び注意喚起を図るための取組に努める。

2 学校等の体制の整備等

学校等の管理者は、児童等の安全を確保するため、次のような対策の推進に努めるものとする。

(1) 安全管理体制の確立

ア 担当者（安全主任等をいう。）を設置する。

イ 教職員等の校内組織を整備する。

ウ 保護者、地域及び関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）と連携した体制を整備する。

(2) 通学路の設定

学校等の管理者は、保護者及び関係機関等と連携し、地域の実情に応じた安全な通学路を設定する。

3 学校等における安全教育等の推進

学校等の管理者は、保護者及び関係機関等と連携し、次のような安全教育等の推進に努めるものとする。

(1) 実践的な安全教育の実施

ア 危険を予測し回避する能力や、危険に遭遇した場合の具体的な対処方法を身に付けさせるための実践的な指導を行う。

イ 地域安全マップづくりへの児童等の参画及び地域安全マップづくりを通じて児童等が犯罪の被害に遭わないための意識の高揚を図る。

ウ 不審者に遭遇した場合等における警察への通報及び保護者や学校等への速やかな連絡や複数名による登下校等について指導を行う。

(2) 保護者に対する要請等

家庭における安全教育の実施及び児童等が不審者に遭遇した場合や児童等の未帰宅事案が発生した場合の警察等への速やかな通報について要請を行う。

第3 通学路等における犯罪防止に配慮すべき事項

通学路等が安全な環境となるよう、学校等の管理者、保護者、地域住民、関係機関等は協力して、以下の整備が図られるよう努めるものとする。

1 明るさの確保

防犯灯設置者は、周辺の状態等を勘案し、光害に注意しつつ、防犯灯等を適切に設置すること。また、可能な限り夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（※注）を確保すること。

2 見通しの確保

死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのミラー等を設置するなど、周囲からの見通しを確保すること。

3 歩車道の分離等

道路については、構造上可能な場合は、歩道と車道を分離すること。また、歩

道の設置が困難な場合は、防護柵、車道分離標（ラバーポール）等の設置や路肩のカラー舗装化などの工夫により安全を確保すること。

4 緊急時の児童等の保護拠点の設置

通学路等の周辺に「子供 110 番の家」等の緊急時に児童等を保護する拠点が設けられていること。

5 児童等の安全確保上特に注意を払うべき通学路等への防犯環境の整備

児童等の安全確保上特に注意を払うべき危険箇所には、重点的な警戒、見守り活動等のソフト面での対策と防犯カメラ、防犯灯等のハード面の両面から環境の整備を行うこと。

6 その他の安全対策

通学路等の実情に応じ、危険箇所の注意表示、施設の安全点検、駐車禁止、車の進入規制等の措置を講じること。

（注）「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。）がおおむね3ルクス以上のものをいう。